

Ⅲ 温暖化対策税の検討

温暖化対策税の導入

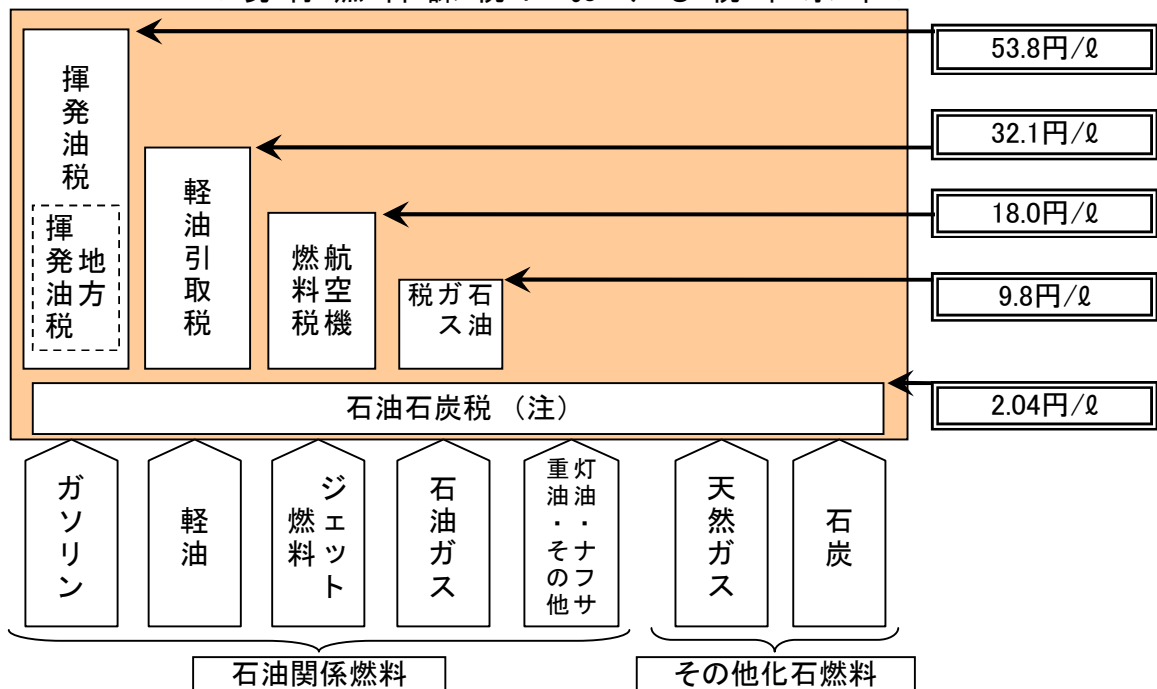
- 温暖化対策税は、CO₂排出量に応じた負担の公平及びCO₂排出抑制を図るものであり、EU諸国において広く取り入れられている。
- 温暖化対策税の導入に際し、既存のエネルギー関係諸税との整理が必要である。

＜諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯＞

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉（1990年～）など		
・ 1990年	フィンランド	いわゆる炭素税（Additional duty）導入
・ 1991年	スウェーデン	二酸化炭素税（CO ₂ tax）導入
	ノルウェー	二酸化炭素税（CO ₂ tax）導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット（リオデジャネイロ）		
・ 1992年	デンマーク	二酸化炭素税（CO ₂ tax）導入
	オランダ	一般燃料税（General fuel tax）導入
・ 1993年	イギリス	炭化水素油税（Hydrocarbon oil duty）の段階的引上げ（～1999年）
・ 1996年	オランダ	規制エネルギー税（Regulatory energy tax）導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・ 1999年	ドイツ	鉱油税（Mineral oil tax）の段階的引上げ（～2003年）、電気税（Electricity tax）導入
	イタリア	鉱油税（Excises on mineral oils）の改正（石炭等を追加）
・ 2001年	イギリス	気候変動税（Climate change levy）導入
・ 2001年	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度（FIT）開始
＜参考＞ 2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 ：各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・ 2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合（石炭についてのみ燃料税として存続（Tax on coal））。規制エネルギー税をエネルギー税（Energy tax）に改組
・ 2005年	EU	EU域内排出量取引制度（EU-ETS）開始
・ 2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税（Energy tax）に改組（石炭を追加）
・ 2007年	フランス	石炭税（Coal tax）導入
・ 2008年	スイス	二酸化炭素税（CO ₂ levy）導入
・ 2010年	アイルランド	炭素税（Carbon tax）導入

注 環境省資料により作成。

＜現行燃料課税における税率水準＞

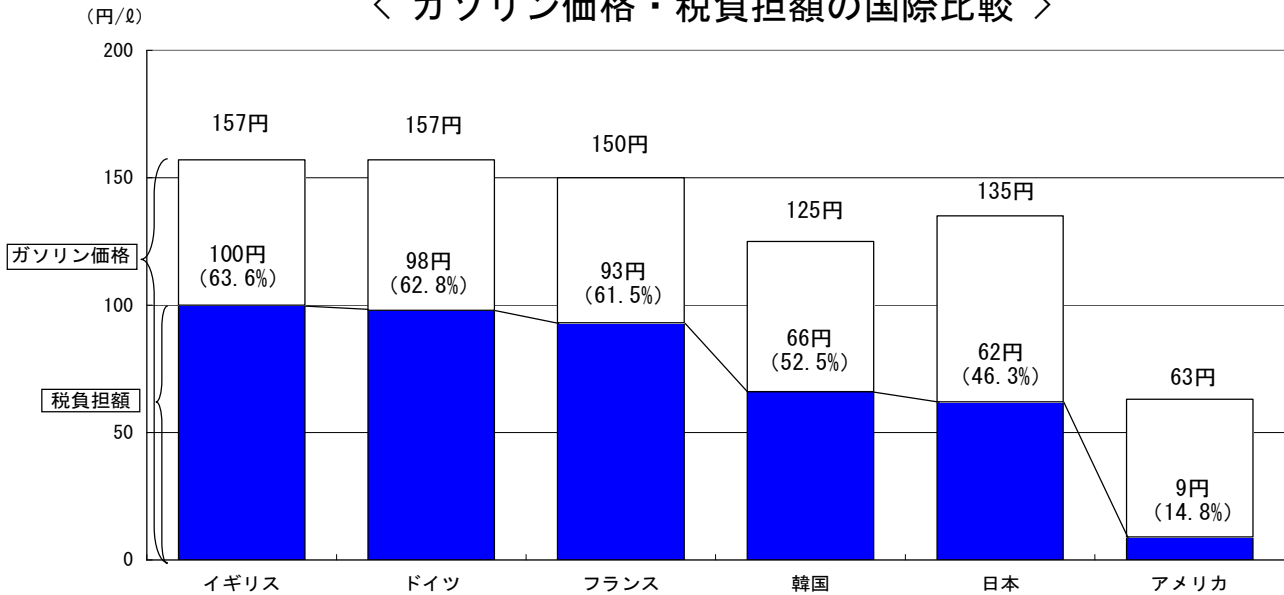


注 石油石炭税の税率は、以下の区分により定められている。
 ・ 原油及び石油製品 2.04円/ℓ
 ・ ガス状炭化水素（天然ガス等） 1.08円/kg ・ 石炭 0.70円/kg

化石燃料の価格と税負担

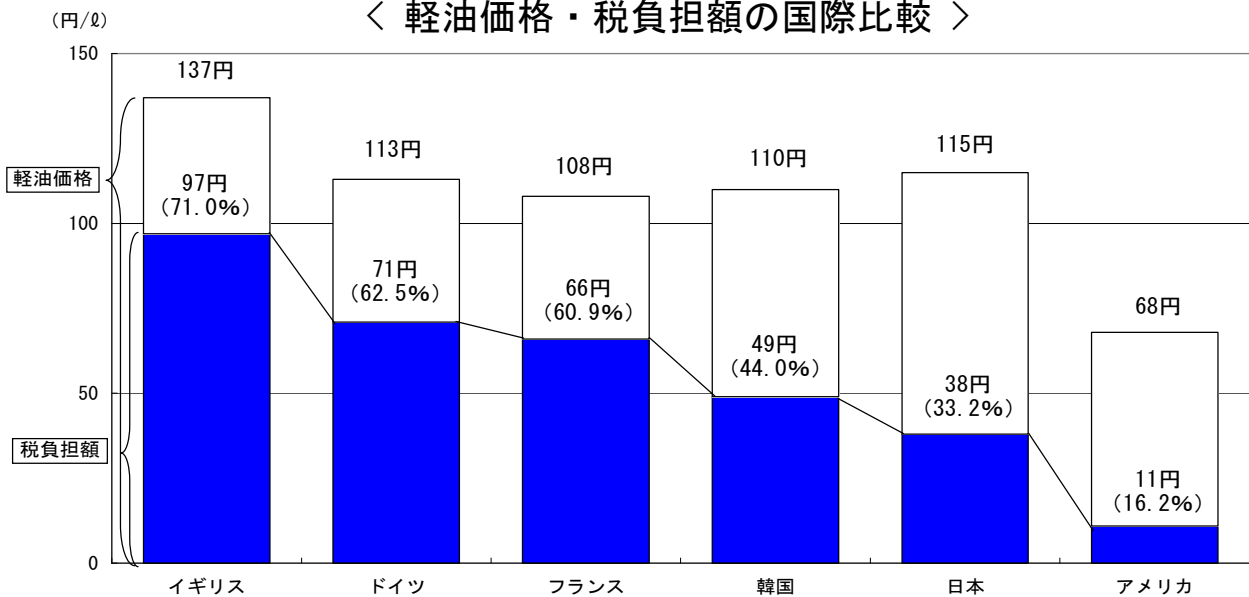
- 揮発油及び軽油の負担水準は、諸外国と比べ高くはなく、負担水準の引下げは環境の視点からも望ましくない。

〈 ガソリン価格・税負担額の国際比較 〉



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック」(財団法人 地方財務協会)により作成。
 2 英、独、仏、米は2010年7月時点IEA調べ。日本は2010年7月26日、石油情報センター調べ。韓国は2010年7月第4週、韓国石油公社調べ。
 3 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。
 4 為替レート:1ドル=約88円、1ポンド=約134円、1ユーロ=約112円、100ウォン=約7円(2010年7月の為替レートの平均値、Bloomberg)

〈 軽油価格・税負担額の国際比較 〉



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック」(財団法人 地方財務協会)により作成。
 2 英、独、仏、米は2010年7月時点IEA調べ。日本は2010年7月26日、石油情報センター調べ。韓国は2010年7月第4週、韓国石油公社調べ。
 3 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。
 4 為替レート:1ドル=約88円、1ポンド=約134円、1ユーロ=約112円、100ウォン=約7円(2010年7月の為替レートの平均値、Bloomberg)

油種間の負担の均衡

- EU諸国の先進事例においても、完全に炭素含有量に比例している例はない。

＜ 日本とEU諸国のCO₂排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較 ＞

(2011年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,207 (円) 〔軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 789〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	301 (円) 〔石油石炭税 : 301〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	37,898 (円) 〔炭化水素油税 : 37,898〕	34,038 (円) 〔炭化水素油税 : 34,038〕	5,996 (円) 〔炭化水素油税 : 5,996〕	862 (円) 〔気候変動税 : 862〕	1,398 (円) 〔気候変動税 : 1,398〕
ドイツ	36,466 (円) 〔エネルギー税 : 36,466〕	23,539 (円) 〔エネルギー税 : 23,539〕	5,585 (円) 〔エネルギー税 : 5,585〕	471 (円) 〔エネルギー税 : 471〕	3,878 (円) 〔エネルギー税 : 3,878〕
フランス	33,814 (円) 〔石油産品国内消費税 : 33,814〕	21,438 (円) 〔石油産品国内消費税 : 21,438〕	795 (円) 〔石油産品国内消費税 : 795〕	472 (円) 〔石炭税 : 472〕	839 (円) 〔天然ガス消費税 : 839〕
フィンランド	34,934 (円) 〔液体燃料税 -エネルギー税 : 28,059 -CO ₂ 税 : 6,497 -戦略備蓄料 : 379〕	18,215 (円) 〔液体燃料税 -エネルギー税 : 15,348 -CO ₂ 税 : 2,692 -戦略備蓄料 : 175〕	8,073 (円) 〔液体燃料税 -エネルギー税 : 3,777 -CO ₂ 税 : 4,176 -戦略備蓄料 : 120〕	7,119 (円) 〔電気・特定燃料税 -エネルギー税 : 3,031 -CO ₂ 税 : 4,022 -戦略備蓄料 : 66〕	6,362 (円) 〔電気・特定燃料税 -エネルギー税 : 2,115 -CO ₂ 税 : 4,188 -戦略備蓄料 : 59〕
デンマーク	32,382 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 29,547 CO ₂ 税 : 2,834〕	21,796 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 18,975 CO ₂ 税 : 2,821〕	16,574 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,679 CO ₂ 税 : 2,895〕	15,329 (円) 〔石炭税 : 12,189 CO ₂ 税 : 3,140〕	20,894 (円) 〔天然ガス税 : 18,098 CO ₂ 税 : 2,796〕

注1 環境省資料により作成。

- 2 為替レート：1ポンド=約151.83円、1ユーロ=約129.35円、1デンマーク・クローネ=約17.36円
(2008年4月から2011年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

＜ 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較 ＞

(2011年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	87.99 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 87.99〕	87.99 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 87.99〕	16.25 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.25〕	2.01 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.01〕	4.80 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.80〕	0.744 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.744〕
ドイツ	84.66 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 84.66〕	60.85 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 60.85〕	15.13 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 15.13〕	1.10 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.10〕	13.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 13.23〕	2.652 (円/kWh) 〔電気税 : 2.652〕
フランス	78.51 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 78.51〕	55.42 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 55.42〕	2.15 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 2.15〕	1.10 (円/kg) 〔石炭税 : 1.10〕	2.86 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.86〕	— 〔地方電気税 : 従価税〕
フィンランド	81.11 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -エネルギー税 : 65.14 -CO ₂ 税 : 15.08 -戦略備蓄料 : 0.88〕	47.08 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -エネルギー税 : 39.67 -CO ₂ 税 : 6.96 -戦略備蓄料 : 0.45〕	21.88 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -エネルギー税 : 10.23 -CO ₂ 税 : 11.32 -戦略備蓄料 : 0.33〕	16.57 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 -エネルギー税 : 7.05 -CO ₂ 税 : 9.36 -戦略備蓄料 : 0.15〕	21.70 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 -エネルギー税 : 7.21 -CO ₂ 税 : 14.28 -戦略備蓄料 : 0.20〕	0.909 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税 -エネルギー税 : 0.893 -CO ₂ 税 : — -戦略備蓄料 : 0.017〕
デンマーク	75.18 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 68.60 CO ₂ 税 : 6.58〕	56.34 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 49.05 CO ₂ 税 : 7.29〕	44.91 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 37.07 CO ₂ 税 : 7.84〕	35.68 (円/kg) 〔石炭税 : 28.37 CO ₂ 税 : 7.31〕	71.27 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.73 CO ₂ 税 : 9.54〕	13.768 (円/kWh) 〔電気税 : 12.675 CO ₂ 税 : 1.094〕

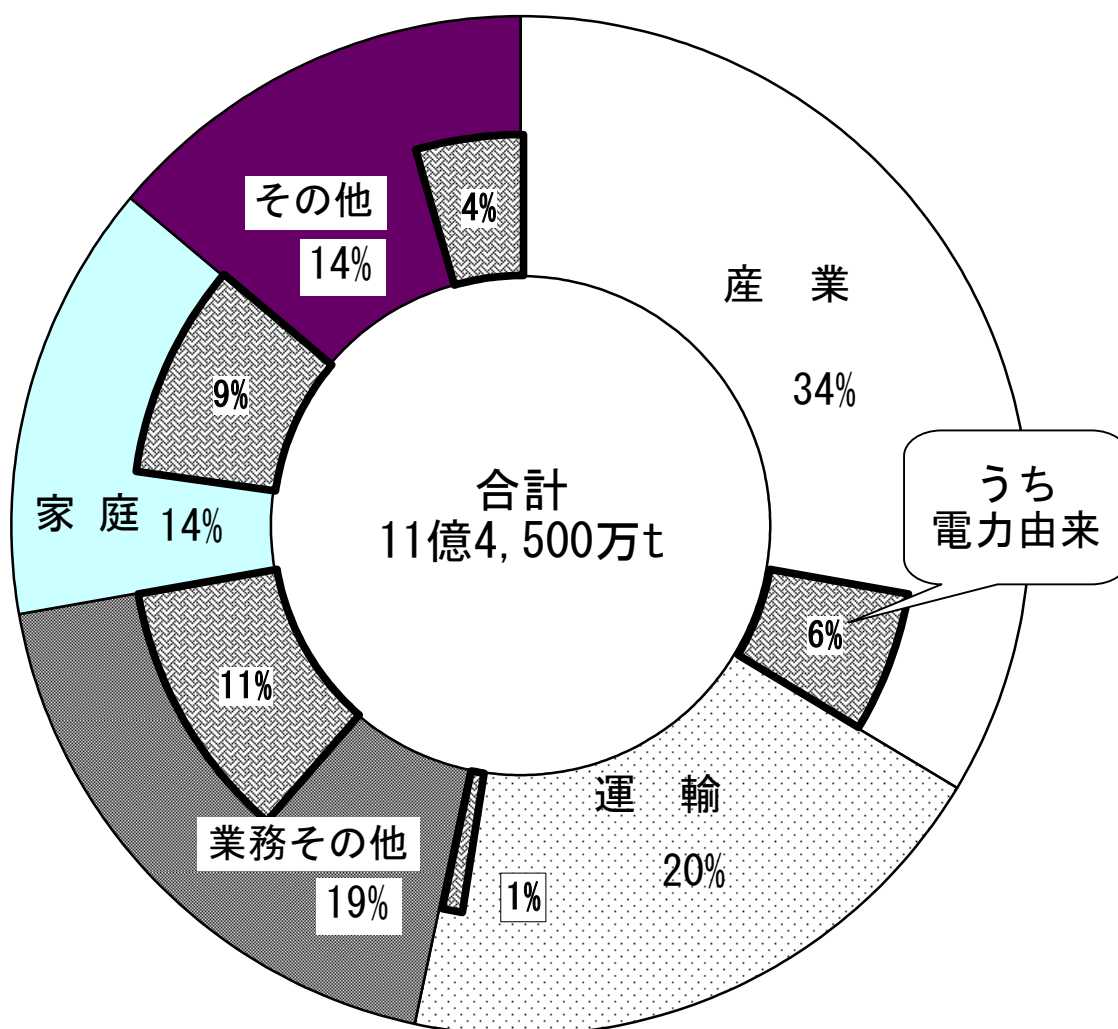
注1 環境省資料により作成。

- 2 為替レート：1ポンド=約151.83円、1ユーロ=約129.35円、1デンマーク・クローネ=約17.36円
(2008年4月から2011年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

電力由来のCO₂排出量

- 我が国のCO₂排出量の約3分の1は電力由来である。
- 民生部門のCO₂排出量の約6割が電力由来である。

<二酸化炭素排出量の内訳（2009年度）>



- 注1 環境省資料、「温室効果ガス排出・吸収目録」、「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）により作成。
- 注2 「電力由来」とは、自家発電等を含まない、電力会社などから購入する電力や熱に由来する排出を指す。
- 注3 「その他」とは、工業プロセス、廃棄物、エネルギー転換部門である。
- 注4 端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない。

Ⅳ 震災復興・防災都市づくりと税制

今夏の電力需給

- ・ 今夏は全国的に電力需給が逼迫した。
- ・ 大口需要家への使用制限や、小口需要家、家庭等における節電への協力、更には気温の動向等により、需要は供給力の範囲内に収まった。

< ピーク時の電力需給 >

	東北電力		東京電力		中部電力		関西電力		九州電力	
	昨年度	今夏	昨年度	今夏	昨年度	今夏	昨年度	今夏	昨年度	今夏
供給力 (万kW)	1,609	1,370	6,280	5,380	2,916	2,725	3,428	2,943	1,843	1,786
最大 需要電力 (万kW)	1,557	1,480	5,999	6,000	2,709	2,709	3,095	3,138	1,750	1,750
上段：想定 下段：実績		1,246		4,922		2,520		2,784		1,535

- 注1 昨年度の供給力は各社経営計画による計画値または実績値である。
- 2 昨年度及び今夏（実績）の最大需要電力は「今夏の電力需給対策のフォローアップについて」（H23.10.14 経済産業省）における数値である。
- 3 今夏の供給力と最大需要電力（想定）の数値は、東北、東京、中部各電力会社については「夏期の電力需給対策について」（H23.5.13 電力需給緊急対策本部）、他の電力会社は「西日本5社の今夏の需給対策について」（H23.7.20 電力需給に関する検討会合）における見通しの数値である。

< 電力需給対策 >

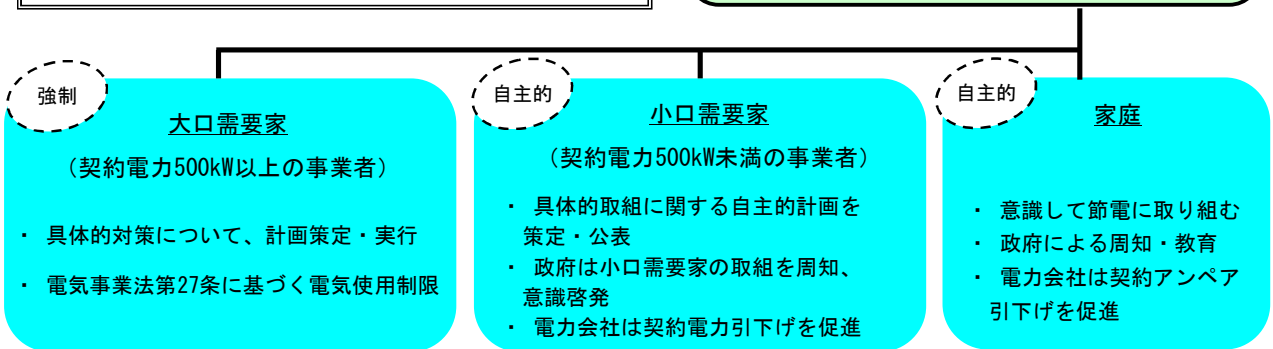
基本的視座

- 国民生活・経済活動への影響を最小化
- 復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小化
- 今夏の需給対策にとどまらず、将来につながる施策

需要抑制目標

▲15%

- 東京・東北電力管内全域
- ピーク期間・時間帯における使用最大電力の抑制（7～9月の平日9時～20時）



今夏以降の需給対策

- 供給面 … 自家発電の活用、分散型電源・再生可能エネルギーの導入拡大 等
- 需要面 … 省エネルギーの推進、スマートメーターの導入促進等により需要の抑制 等

注 「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部）により作成。